

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第157号

楽しく通ううちに高額な商品を購入させられるSF商法にご注意！

「SF商法」とは、閉め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口です。「催眠商法」とも呼ばれています。

数か月以上の長期にわたって販売会を開催し、無料・安価な商品を目当てに会場に通う高齢者に個別に声をかけて、次々に高額な商品を販売する手法も見られます。ご注意ください。

【県内事例①】

仮設店舗に高齢者を集めて商品を売る会場で、母が高額な布団を購入していた。購入時はまだ働いていたので、収入の範囲で支払えるのであればいいかと思っていたが、コロナウイルスの影響で仕事がなくなり、支払えなくなったと相談された。支払えなくなるかもしれない高齢者に高額商品を売りつけること自体、問題ではないか。返品交渉したいが可能か。

(契約当事者：80代 女性)

【県内事例②】

昨年、高齢の母が、商品説明会で商品を購入させる販売業者と知り合ったらしく、靴や食料品など様々な商品を次々と購入させられ、未払い残高が300万円近くあるようだ。今までは毎月定額を支払っていたところ、業者から残額を一括で支払うよう求められたため、支払うことができないと相談された。年金生活者を騙して高額商品を次々買わせるのは法律違反ではないのか。商品をすべて返品して、返金してもらいたい。

(契約当事者：60代 女性)

アドバイス

- 無料の日用品等につられて安易に会場に近づかないことが第一です。長期的に会場に通う中で、築かれた販売員との関係や会場の雰囲気によって、勧誘を断りにくくなります。
- 老後の資金を取り崩してまで購入が必要か、よく考えましょう。
- 家族や周囲の人は、当事者に寄り添った話し合いを心がけてください。会場に向く背景には、日常的な寂しさ、娯楽のなさ、健康不安、経済不安等があると言われています。頭ごなしに否定したり怒ったりせず、話を聞くようにしましょう。
- 周囲の方は、高齢者の生活や言動、態度等の変化に気づいたら本人に声をかけましょう。トラブルや被害に遭っているとわかったら、すぐに消費生活センター等に相談してください。消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。



©KANAGAWA2013